

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五十九号)

改正案

現行

				<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第二条 府令第七十七条第一項第六号に規定する金融庁長官が定めるものは、次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされるものをいい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項に規定する有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。</p>	
区分	率	区分	率	区分	率
株券等	十六パーセント	株券等	第五条第五項の表に定める率	株券等	第五条第五項の表に定める率
債券等	第六条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率	債券等	第六条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率	債券等	第六条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等	八パーセント	外国為替等	八パーセント	外国為替等	八パーセント
コモディティ等	十八パーセント	コモディティ等	十八パーセント	コモディティ等	十八パーセント
その他	第四条第十項の表に定める率	その他	第四条第十項の表に定める率	その他	第四条第十項の表に定める率

